

会 議 録

会 議 名	第3回東松山市新ごみ処理施設検討委員会					
開 催 日 時	令和7年1月15日（水）			開 会	午後2時00分	
				閉 会	午後3時40分	
開 催 場 所	東松山市総合会館3階304会議室					
会 議 次 第	1 開会 2 委員長あいさつ 3 議事 (1) 環境保全目標の検討（資料1） (2) 多面的価値創造に係る検討（資料2） (3) 概算事業費の検討（資料3） (4) 第4回新ごみ処理施設検討委員会の予定について（資料4） 4 その他 5 閉会					
公開・非公開の別	公開	傍 聴 者 数		8 人		
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠状況	委員長	八 鋏 浩	出席	副委員長	磯部 友護	出席
	委 員	岩城 和哉	出席	委 員	中村 年春	出席
	委 員	八木原 大	出席	委 員	池田 賢一	出席
	委 員	市川 常雄	出席	委 員	中島 祥仁	欠席
	委 員	鈴木 克俊	出席	委 員	宮腰 智裕	出席

事務局	環境産業部長 江口 功一	環境産業部次長 加藤 充
	廃棄物対策課長 山本 正史	廃棄物対策課副課長 神庭 昭彦
	クリーンセンター所長 成川 忠男	クリーンセンター副所長 金子 昭宏
	廃棄物対策課 新ごみ処理施設整備準備室長 堀越 和行	廃棄物対策課 新ごみ処理施設整備準備室主査 太田 博之
	廃棄物対策課 新ごみ処理施設整備準備室主任 重泉 直也	
委託業務受注者	パシフィックコンサルタンツ株式会社 担当3名	

次 第	顛 末
1 開 会	— 事務局開会宣言 —
2 委員長あい さつ	— 八鍬委員長あいさつ —
3 議事 (1)環境保全目標 の検討	<p>(委員長)</p> <p>それでは議事(1)環境保全目標の検討について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>— 環境保全目標の検討について説明（資料1） —</p> <p>(委員長)</p> <p>ありがとうございました。今の説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>(委員)</p> <p>資料1 5ページでNO_x（硫黄酸化物）が既存施設210C m³/m³Nに対して新ごみ処理施設では180C m³/m³Nとなっているのはどのような理由でしょうか。</p> <p>それからダイオキシン類について、平成14年以前は80ng-TEQ/m³Nであった基準が、現在は5ng-TEQ/m³Nまで下がりましたが、既存施設での測定値は非常に低い数値です。排出ガス、集塵灰、焼却灰ともに相当低い数値です。私はダイオキシン類の基準値を5ng-TEQ/m³Nより低くしてもよいのではないかと思います。ダイオキシン類は最近あまり話題になっていませんが、実際には要注意物質だと思います。市として、管理運転に努力しているというメッセージにもなりますので、低い数値の設定がよいのではないかと考え、意見として申し上げます。</p> <p>また、資料1 7ページに“法令基準は、立地場所及び処理方式によって異なるため、建設候補地選定後に地元との協議により決定する”とありますが、法令基準を動かすことが可能なのでしょうか。どのよ</p>

うな場合を想定してこの文面になっているのか説明を加えて頂きたいです。

(事務局)

NO_x (硫黄酸化物) について、現行の施設が昭和52年供用開始であり、昭和54年8月9日までに設置された施設の場合は指導基準210 C m³/m³ Nとなっています。それ以降に設置された施設は180 C m³/m³ Nという基準であるため、これから設置する新ごみ処理施設は180 C m³/m³ Nが適用されます。

“地元との協議により決定する” というのは、例えば地元からの要請で法令基準に上乘せを行う事例がありますので、そのような場合を想定しております。

(委員)

基準値の説明は注釈を入れた方がよいのではないのでしょうか。

(事務局)

公害対策は非常に重要な案件でありますので、注釈を加えて、わかりやすくした資料を公開したいと思います。

※ホームページ等の公開資料は注釈を追加したものです。

(委員長)

場所によっては、環境保全目標を法令基準よりも相当低く設定している事例はあります。ただ、その上乘せ基準が厳し過ぎてコスト面で無駄遣いとなっていないかという懸念もあります。一方で、委員がおっしゃったようにダイオキシン類など、健康面での不安を抱く部分もあるかと思えます。そのあたりを今後の検討の中で詰めていければと思います。

(委員)

NO_x (硫黄酸化物) の基準が変わったということですが、水銀についても数値が変わっているようです。同様に基準の変更があったのでしょうか。

(委員長)

水銀についても、法改正により変わったもので既存施設では50 µg/m³ N という基準値が新施設では30 µg/m³ N となっています。この基準値は非常に低い数値でして、法改正の議論の中で、廃棄物処理施設にもこの数値が本当に適用されるのか、という議論が当時あったようです。ただ、決まったものですので、これを遵守していくということです。

(委員)

記載内容について質問です。資料1 4ページに、“大気について、上記法令基準に独自に上乘せ等を行う基準を設ける場合がある”というように大気に限って上乘せ基準を設ける場合がある旨の記載があります。資料1 7ページには、“法令基準は、立地場所及び処理方式によって異なるため、建設候補地選定後に地元との協議により決定する”とあります。資料1 7ページの記載は大気に限ったものなのでしょうか。それとも水質、騒音、振動、悪臭なども含めてということでしょうか。

(事務局)

基本的には、ごみ処理の過程の中で特に周辺環境に対する影響が大きいと考えられる大気を想定しています。ただ、例えば、地元との調整の中で騒音への対応として防音壁の設置要望等が出てくるかもしれません。その場合は随時確認していきたいと考えています。

(委員)

先ほどの委員からの質問と少し重複しますが、資料1 7ページの“1. 新ごみ処理施設に係る法令基準は、立地場所及び処理方式によって異なるため、建設候補地選定後に地元との協議により決定する”という記載について、法令基準は地元との協議でも変えることはできないものと思います。ここで表現したいのは法令基準に対して、市独自の上乗せ基準を検討する際の考え方だと思いますので、記載の内容が少し誤解を生みそうです。表現の仕方についてご検討をお願いします。

(事務局)

ご指摘のとおりで、表現がわかりにくく誤解を生む可能性がありますので、この部分については修正した上でホームページ等に公開したいと思います。

※ホームページ等の公開資料は修正後のものです。

(委員)

資料1 4ページの大気限定のところはどうしますか。大気限定なのか、他の要因に関しても、場合によっては独自に上乘せを行うのか、の記載について。

(事務局)

基本的に他の自治体でも、大気についてのみ上乘せ基準を設けている事例が多いという認識です。水質、騒音、振動、悪臭についても、立地場所が決定した後に、周辺住民との協議の中で、上乘せ基準を設ける可能性はありますが、基本構想段階では大気を基本として進めたいと考えております。

(委員長)

大気については県条例や市条例で上乘せ基準を設定しているところもありますので、そういった意味から言うと大気を基本として考えることは間違いではないと思います。今後、検討が進んでいく中で事務局にて整理をお願いします。

(委員)

現行施設については上乘せ基準が設定されているのでしょうか。

(事務局)

現行施設に上乘せ基準はありません。

(委員)

最終処分場でも放流水の放流基準があり、自主的に上乘せ基準を設

定している団体はかなりあります。最終処分場廃止の際に、その自主基準をクリアするまでの時間が非常に長くなり、水処理施設へのコストが非常に高くなるため、最終的に自分で自分の首を絞めてしまっているという団体もあります。自主基準を今後検討していくとのことですが、コスト面を踏まえた議論が必要であると感じます。

(事務局)

どのように自主規制値を設けていくかは、安全とコストのバランスを見ながら、より最適なものを選んでいきたいと考えています。

(委員)

環境保全の定義について、環境基本法第14条では資料1-3ページ項目1の三つですが、環境権での研究分野では、生活環境、社会環境、自然環境、それともう一つ、歴史的環境権があります。文化財や遺跡に関するものです。例えば新幹線建設で掘っていたら文化遺産が出てきたという場合、必然的に工事は止めなければいけないし、調査をしなければならぬ事態になります。多分比企地域も歴史的な文化遺産がかなりあるかと思います。そういう場所を偶然選んでしまう可能性もゼロではありません。可能であれば、生活環境、自然環境の他に、歴史的環境保全を入れたいと思います。そういった地域を選定しなければそれっきりですが、私はぜひ項目として入れてほしいです。その場合、自ずと項目3も、人と自然との豊かな触れ合いだけではなく、文化施設、遺跡との豊かなふれあいを加えることとなります。歴史的な施設は非常に大事ですので、これを地域で守っていくといった視点で考えていただければと思います。

それからもう一つ、一般廃棄物処理施設ですから、最終的には県知事の設置許可が必要になります。その審査の段階で、先ほどの細かい基準についても指摘されるかもしれません。指摘をクリアするように設定していくものと思いますが、基準については、その段階で改めて議論されるのではないかと考えています。

(事務局)

歴史的環境の保全についても配慮すべきではないかというご意見につきまして、候補地の選定が来年度行われますので、その際に大事な

	<p>視点になるかと思います。詳しくはまたその時に、どういったものに配慮するかについてご議論いただきたいと思います。</p> <p>(委員長)</p> <p>他にご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは環境保全目標につきましては、今後立地場所が決定してから、具体的な内容を詰めていくということによろしいでしょうか。</p> <p>— 承諾 —</p>
<p>(2) 多面的価値創造に係る検討について</p>	<p>(委員長)</p> <p>続きまして、議事(2) 多面的価値創造に係る検討について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>— 多面的価値創造に係る検討について説明（資料2） —</p> <p>(委員長)</p> <p>ありがとうございました。今の説明につきましてご意見・ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(委員)</p> <p>避難スペースについては、立地地区にもよると思います。現在のクリーンセンターは神戸地区にありますが、平成11年8月の集中豪雨の時に県道41号線が水没してしまい、相当の車が水に沈んだ状態でした。そういう人達が緊急避難をすることとなり、公会堂を使いました。それ以降、地域としてはクリーンセンターも開放して欲しいと要望をしています。神戸地区では水害において、唐子市民活動センターにも行けないような状況です。このように、地域により求められる機能は変わってきますので、地域の実態にあった検討をしていただきたいです。</p> <p>(事務局)</p> <p>立地地区により求められる災害対策が変わってくるかと思いの</p>

で、こういったものが求められるのかについて、立地地区と協議をしながら、新施設に必要な機能を付加していきたいと考えます。

(委員)

資料2 5ページにある他自治体の災害対策の例で、320人の市民が避難でき、7日間生活可能な備蓄物資とあります。これだけの規模となると建築面積が大きくなり、その分、建設コストが余計にかかります。また、平時には使用しないとなるとスペースが空いてしまいます。避難所スペースの平時の有効活用について、他都市事例で情報があればご教示いただきたいです。

(事務局)

今回ご紹介した今治市バリクリーンの例では、平時に大研修室として貸し出しをしている部屋を避難所としても活用しています。また、浅川清流環境組合では普段会議室として利用している部屋を、災害時には避難スペースとして活用しています。

(委員)

環境教育学習機能のためのスペースと兼用していると考えてよろしいですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

わかりました。兼用することでコンパクトにはできるということですね。

(委員長)

バリクリーンは体育館のような大研修室を持った施設ですから、通常市民の方々はスポーツなどの活動ができるといったものだと思います。資料の写真のように、簡易パーテーションを備えたり、また炊事ができる場所もあったと思います。色々と考えられた施設です。一般的な焼却施設は、一時避難所として活用することはあっても指定避難

	<p>所にはあまりありませんが、バリクリーンは指定避難所にもなっています。</p> <p>(委員長)</p> <p>他にご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>先ほど委員もおっしゃっていましたが、地域により色々な要望があると思いますので、特に災害の話は重要視して対応していただきたいです。立地場所が決まったら、要望を踏まえた検討をお願いします。</p> <p>それでは、多面的価値創造に係る検討につきましては、コンパクトな施設整備を進める方針とし、事務局の考えをお認めいただけるということでよろしいでしょうか。</p> <p>— 承諾 —</p>
<p>(3) 概算事業費の 検討</p>	<p>(委員長)</p> <p>続きまして、議事(3) 概算事業費の検討について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>— 概算事業費の検討について説明 (資料3) —</p> <p>(委員長)</p> <p>ありがとうございました。概算事業費の検討については、説明の内容が多岐に渡っておりますので、個別に区切らせていただきます。最初に可燃ごみ処理施設の処理方式についてお伺いします。次に、発電設備導入の可否についてお伺いします。その次に、不燃・資源ごみ処理施設のコスト比較についてお伺いした上で、最後に概算事業費についてご意見をいただきたいと思います。</p> <p>それではまず、可燃ごみ処理施設について、ストーカ式焼却炉を採用したいという方針案が出ていますが、何かご意見・ご質問はありますでしょうか。</p> <p>(委員)</p> <p>ストーカ式+メタン発酵方式での提案は辞退だったとのことですが</p>

が、その辞退理由として何か特筆事項はあったのでしょうか。例えば東松山市の処理規模ではメタン発酵がそぐわないといった理由など。差し支えない範囲で教えてください。

(事務局)

ストーカ式＋メタン発酵方式で辞退の連絡をいただいたプラントメーカーに確認したところ、整備費や運営費を計算するための技術者が確保できないとの理由で、辞退の回答をいただいています。

(委員)

試算をする技術者がいない、その人数が確保できないということですね。

(事務局)

そのとおりです。ストーカ式＋メタン発酵方式での竣工実績があるプラントメーカーは、過去10年で3社しかなく、元々数が少ない状況です。それから全国的に施設の更新時期を迎えている中で、検討段階ではなく既に設計などの実施段階まで進んでいる施設が多数あり、そちらに技術者をとられてしまうため新たな施設の計算をする人員が確保できないという回答をいただいています。

(委員)

5社から提出があったとのことですが、今の段階ではまだ企業名は出せないでしょうか。

(委員長)

今後の競争などを踏まえますと、今の段階ではまだ出さない方がいいと思います。

(委員長)

他にご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは可燃ごみ処理施設の処理方式につきましては、ストーカ式焼却炉を採用する方針としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 承諾 —

(委員長)

ありがとうございます。

続きまして、発電設備導入の可否につきまして、事務局からエネルギー回収方法は発電を採用したいとの説明がありました。このことについてご意見・ご質問はありますでしょうか。

(委員)

これまでの委員会でも質問しましたが、何らかの形でエネルギー回収をすることが国交付金の交付要件となっていることもあり、その方法としては、発電設備を設置するのが一番妥当なのだと思います。また、飯能市でも、ごみ処理施設の自己消費電力は発電で賄えているとお話もありました。後年の負担を考えると大規模な余熱利用施設をつくるというのは、望ましくないと感じます。

(事務局)

事務局としても同じ考えです。温水プール等を設けるというのは、相当な事業費の増加が懸念されます。ごみ処理は止めることができない行政サービスですので、単独整備をしていく状況では、ごみ処理以外の機能を必要最低限としたコンパクトな施設整備という方針で進めたいと考えております。

(委員長)

他にご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、エネルギー回収方法は、事務局提案のとおり発電を採用したいと思いますがよろしいでしょうか。

— 承諾 —

(委員)

ありがとうございます。

続きまして、資料3の最後のページにあります不燃・資源ごみ処理施設の処理対象物につきまして、ペットボトルの選別・圧縮施設は更

新、プラスチックはペットボトルの施設との併用が可能か引き続き検討、他はストックヤードのみ整備したいという事務局の提案がありました。これにつきまして、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

(委員)

コスト比較により、新たに破砕機等をつけたような施設ではなく、コンパクトにストックヤード機能を充実させた施設の方がよいという考え方だと理解しました。

また、ペットボトルの圧縮梱包については運搬効率上、施設整備する必要であるということは理解しましたが、缶についても、圧縮により輸送効率と売却価格を上げられる印象を持っています。そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

缶についてのコスト比較では、施設を整備して運営する場合に9.8億、今までどおりの外部処理では3.9億ということで、現状のまま外部処理した方が、今のところはコストが安いという結果でした。委員からのご質問はアルミ缶等は売却益が見込まれる品目であり、市でアルミ缶等を選別、圧縮、売却した場合はどうかということですが、それも加味してこれだけの金額差が出ています。そのため、ストックヤードの整備に留めたいと考えています。

(委員長)

外部処理が安いと外部処理でいきたいとのことですが、外部処理は何年先まで処理が担保されるのかということがあります。行政が直接処理するのであれば20年など長期的に処理できますが、外部処理はできなくなったときにどうするのかということを考えなければならないと思います。

また、もう一つ、ペットボトルとプラスチックを同じ系統で時間差により処理することについても、十分検討していただいた方がよいと思います。ペットボトルとプラスチックを交互に処理していた施設において、プラスチックが多くなりすぎて処理できなくなった事例があります。結局、もう1系統追加ということになっています。初期の対応により、後で費用が増えてしまうこともありますので、十分に検討

していただきたいです。

(委員長)

他にご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは不燃・資源ごみ処理施設の処理対象物につきましては、事務局案のとおりとし、プラスチック類は継続検討ということでよろしいでしょうか。

— 承諾 —

(委員長)

それでは最後に、概算事業費について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

資料3 9ページの交付金と、地方交付税についてです。

どちらも交付とあり少しわかりづらいです。交付金はいわゆる補助金であり、用途が限定されていて、ここにしか使えないというものです。交付税とは違うので、交付金のあとに括弧で補助金と書くなど、わかりやすく記載する必要があると思います。

また、地方交付税については、基準財政需要額の計算で算入され、基準財政収入額との差額から得られるもので、一般財源に充当されます。一般財源に充当されると、全てがこの事業費に充てられているのかわかりにくくなるということがあります。用途が限定される補助金とは毛色が違うと思います。

もう一つ、これだけのお金がかかるとなると、かなり財政的に硬直化してしまい、他の事業費、例えば、介護、子育て支援などにお金が使えなくなってしまうのでは、という懸念があります。東松山市における財政インパクトはかなり大きいと思われます。他の事業費との平準化を考え、慎重に検討する必要があると思います。

(事務局)

資料の表現の仕方については、修正を加えたいと思います。

他の事業への影響というのは、まさにそのとおりだと思います。約

10年前に建設された近隣同規模の施設では約90億円で建設できていたものが、まだ概算事業費段階ではありますが、200億円でも建設できないという状況になってしまっており、ごみ処理以外に与える影響が心配されます。また、起債はいわゆる借金ですので毎年返済をしていくなかで長期間にわたり他の事業へ影響してしまうことも危惧されます。そういった状況を踏まえ、事務局としては、慎重に議論していきたいと考えています。

※ホームページ等の公開資料は修正後のものです。

(委員長)

財政的には相当厳しい話になっていますので、これはかなり議論していただく必要があると思います。

(委員)

概算での見積りということですが、可燃ごみ処理施設の最大が約180億円、最小が約140億円です。その40億円の違いはなぜ出てくるのでしょうか。わかる範囲で教えてください。

(事務局)

プラントメーカーから出てきた金額の詳細な内訳までは求めていないため、どの部分でどういう差が出ているのかについては明確にお答えができないところです。整備に当たっては、ごみを処理する機能を持ったプラント部分と、建屋をつくるための土木建築費の部分があります。プラントメーカーが安くできる土木建築会社と結びつきがある、自前でできるなど、色々な状況の違いにより差が出てくるのではと思います。それから前提条件として、場所が決まっていません。ある程度、仮定の条件を示して概算見積を依頼していますが、それぞれのプラントメーカーの捉え方によって、変わってくる部分があるかと思います。

(委員長)

立地場所が決まった段階で、例えば災害・防災対応などが入ってくると、それでまた大きく金額が変わることもありますので、立地場所

が決まらなければ正確なものは出てこないと思います。

(委員)

資料3 9ページ財源構成の交付対象外事業費について、説明の中では、可燃ごみ処理施設の場合、事務室や会議室、見学者通路などが対象外とのことでしたが、ここはフレキシブルだと思います。今回どのような想定で見積りを依頼したのか詳細がわかれば教えてください。

(事務局)

今回の概算見積では、施設の規模として可燃ごみは日量74tのごみが処理できる施設を条件として提示しています。この規模の施設を運営していくために、会議室や事務室などはどれくらいの広さが必要になるかということはプラントメーカーが独自に算出しています。各プラントメーカーが算出した部分について、具体的な広さやその部分にかかる金額などは把握しておりません。

(委員)

先ほどの多面的価値創造でありました、研修室が災害時の避難場所になるといったものは、ここではあまり想定されていないということですか。

(事務局)

そのとおりです。具体的な機能が定まっていないので、含まれていないものになります。

(委員)

ごみ処理施設を管理するための事務室や管理室、倉庫などの直接ごみ処理と関係ないところは、一般的な割合で出した金額が含まれているということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

資料3 7ページの施設運営費が、可燃ごみ処理施設と不燃・資源ごみ処理施設の合算になっていますが、ざっくり何対何ぐらいかというのわかりますか。

(事務局 (コンサルタント))

売電の収入が見込まれており、発電によって不燃・資源ごみ処理施設で電力を買う量も少なくなるため、収入面では可燃ごみ処理施設の割合が高くなります。ただ、点検補修費などはプラント設備が高額となるため、可燃ごみ処理施設が高くなります。具体的に何対何というところまでは出ていません。

(委員)

不燃・資源ごみ処理施設の処理対象物について外部処理の方が安いというお話がありましたが、整備・運営費の試算は、破碎処理などフルスペック整備になっていると思いますので、それをストックヤード機能に特化させた場合、設備費だけでなく運営費がどのぐらい下がるのかが気になりました。ストックヤード施設に特化する場合、不燃・資源ごみ処理施設は今回の試算より、もう少し下がるという印象を持っていますのでいいのでしょうか。

(事務局)

不燃・資源ごみ処理施設について、ストックヤード機能に特化した整備とした場合、今回の概算見積で求めた整備内容よりも整備する機器や機能が減りますので、整備費・運営費ともに下がると思います。ただ、具体的な金額については、今の段階では算出していないため、お答えできません。

(委員)

不燃・資源ごみの民間での外部処理について話が出ました。第1回検討委員会でも議論したかと思いますが、可燃ごみについても民間での外部処理を検討することは可能なのでしょうか。現状整備金額が非常に高いため、例えば民間委託などの他の選択肢について検討することに一考の価値があると感じます。お考えはいかがでしょうか。

(事務局)

今回のメーカーヒアリング等を通して把握できた情報を整理すると、財政面でかなり厳しい状況になっていることがわかりました。整備にあたっては、相当な財政負担を覚悟する必要がありますので、事務局としては、他の方法を含めて慎重に議論したいと考えています。例えば事業費を軽減できる可能性として、可燃ごみの処理を民間に委託することなども考えられます。その場合の概算費用等も改めて調査して、整備との比較検討を行い、最終的な結論を得たいと考えています。

(委員)

検討を続けるという理解でよろしいですか。

(事務局)

メーカーヒアリングの結果で、整備には相当な金額がかかることがわかりましたが、本当にその道しかないのか、例えば民間委託することによって、コストを下げられる可能性があるのか、民間で東松山市の規模のごみを処理する受け皿があるのか、また運搬にどれだけの費用がかかるのか、そういったものをしっかりと調べて比較しなければ結論が出せないと考えています。整備する場合の金額は今回のメーカーヒアリングでわかりましたので、民間委託で可燃ごみを処理する場合にどれぐらい費用がかかるのかを調査した上で、比較検討を行いたいと思います。

(委員)

市がやるのではなく、民間に施設そのものを設置させて、全部委託するという方が安くなるのかなと思いました。

(委員長)

そういった方法も考えられます。その場合はPFIになるかと思えます。ただ、場所をどうするかという話が出てきますので、そう簡単ではないと思います。

民間施設で実施する場合に十分検討していただきたいのは、ごみ処

理の担保ができるのかということです。先見性のところをどこまで求めるのかという話です。それからコストです。他の案件では、民間施設での処理を検討した結果、金額が高くなり、20数年で計算した場合には施設を建てた方が安い、という結論が出た事例もあります。そのため、十分検討いただいて、改めて案をこの検討委員会へ出していただければと思います。

(委員)

民間委託の検討については賛成ですが、ただ、先行研究、先行事例などを見ると、民間の委託率が高いからといって必ずしもコストが安いかというと、そこは関連しないという気がしています。その辺りは慎重に検討していただきたいと思います。

(委員長)

資料3 9ページの説明の中で、環境省が出している要件で単価計算による交付対象事業費の上限があり、その上限を超えた部分については、②交付対象事業費から⑦交付対象外になるという説明でしたが、そうではなく、交付金の算定からは外れるが地方債の部分は交付対象事業の充当率(90%)を適用することはできないのでしょうか。

(事務局)

令和6年に発出された通知であり、適用を受けるのが令和10年以降に着工のものということで、まだ詳細が出ていない部分があります。今回は実負担額が一番高くなる場合を想定してご説明しました。この部分は、国に確認をしたいと思います。

(委員長)

交付金の関係では、他にもごみ減量化を全国的に進めるため1人1日あたりの排出量数値の提示など色々な制限が出てきています。可燃ごみ処理施設を整備する際には、こうした交付金の制限を超えてしまった時の対応についても、しっかり検討する必要があると思います。

(委員長)

他にご意見はありますか。よろしいでしょうか。

	<p>それでは概算事業費の検討につきましては、継続審議とし、次回以降の検討委員会で結論を出すということによろしいでしょうか。</p> <p>— 承諾 —</p>
<p>(4) 第4回新ごみ処理施設検討委員会の予定について</p>	<p>(委員長)</p> <p>それでは、議事(4)第4回新ごみ処理施設検討委員会の予定について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>— 第4回新ごみ処理施設検討委員会の予定について説明(資料4) —</p> <p>(委員長)</p> <p>ありがとうございました。次回の開催について説明がありましたが、何かありますか。</p> <p>(委員)</p> <p>次回の議事で継続して概算事業費の検討をするとのことですが、単独整備か、例えば外部の処理とするのか、どれを選ぶのかといった結論を、次回の委員会で決定するのでしょうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>比較検討する上での材料が揃うかにより、ずれてしまう可能性があります。事務局としては次回で方向性を定めたいと考えています。</p> <p>(委員長)</p> <p>他にありませんでしょうか。</p> <p>— 意見なし —</p> <p>(委員長)</p> <p>全体を通して委員の皆様から何かご意見・ご質問はありますでしょうか。</p>

